

令和7年9月29日	
所 属	選挙管理委員会事務局
所属長	野村 泉
電 話	06-6489-6774

令和7年6月15日執行尼崎市議会議員選挙の異議申出に対する決定について③

異議申出人塚山英樹（以下「申出人」という。）が令和7年6月23日付けで提起した令和7年6月15日執行の尼崎市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定し、告示する。

1 告示日

令和7年9月29日

2 異議申出人

塚山 英樹

3 主文

本件異議申出を棄却する。

4 異議申出の趣旨

本件選挙における当選人福井完樹（以下「福井氏」という。）の当選は無効とすることの決定を求める。

5 申出人の主張

申出人は、福井氏は、本件選挙に出馬するためだけに住所要件だけを形式的に整えて出馬要件を偽装したのであって、尼崎市に居住実態はなかったと主張している。

6 決定の理由

法第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和7年6月17日から14日以内の日である同月24日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるため、これを受理し、慎重に審理した。

その結果、尼崎市選挙管理委員会が認定した事実からは、福井氏について本件選挙の選挙期日の3か月前の同年3月15日以降当該選挙期日までの間において引き続き本市に居住実態があったことを否定することはできず、福井氏に本件選挙の被選挙権がなかったとはいえないことから、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

7 その他

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日のいずれか遅い日から21日以内に、文書により兵庫県選挙管理委員会にこの決定に対する審査を申し立てることができる。

以 上